

# 千葉県報

号外  
令和6年3月29日

号外第25号

千葉県報

令和6年3月29日(金曜日)

## 主要目次

千葉県企業局就業規則の一部を改正する管理規程	一
千葉県企業局組織規程の一部を改正する管理規程	一
千葉県企業局財務規程の一部を改正する管理規程	一
千葉県企業局行政財産等使用許可及び貸付規程の一部を改正する管理規程	二
千葉県企業局行政文書規程の一部を改正する管理規程	二
企業局訓令	二
千葉県企業局建設工事等指名業者選定審査会規程の一部を改正する訓令	三

## 企業局管理規程

千葉県企業局就業規則の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県企業局長 吉野 美砂子

### 千葉県企業局管理規程第一号

#### 千葉県企業局就業規則の一部を改正する管理規程

千葉県企業局就業規則（昭和二十八年千葉県水道局企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四出先機関の項中「浄水場（柏井浄水場、福増浄水場及びちば野菊の里浄水場を除く。）」を「北総浄水場」に改め、同表の備考第二号中「浄水場次長（柏井浄水場次長、福増浄水場次長及びちば野菊の里浄水場次長を除く。）」を「北総浄水場次長」に改める。

#### 附則

この管理規程は、令和六年四月一日から施行する。

千葉県企業局組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県企業局長 吉野 美砂子

### 千葉県企業局管理規程第二号

#### 千葉県企業局組織規程の一部を改正する管理規程

千葉県企業局組織規程（昭和三十四年千葉県水道局管理規程第三号）の一部を次のよう

に改正する。

第二条第三項の表栗山浄水場の項を削り、同表ちば野菊の里浄水場の項の次に次のように加える。

栗山給水場

第八条第二項第三号中「栗山浄水場、ちば野菊の里浄水場」を「ちば野菊の里浄水場、栗山給水場」に改める。

別表栗山浄水場の項を削り、同表ちば野菊の里浄水場の項の次に次のように加える。

栗山給水場

松戸市

#### 附則

この管理規程は、令和六年四月一日から施行する。

千葉県企業局財務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県企業局長 吉野 美砂子

### 千葉県企業局管理規程第三号

#### 千葉県企業局財務規程の一部を改正する管理規程

千葉県企業局財務規程（昭和三十九年千葉県水道局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「栗山浄水場及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第三条第一項の表栗山浄水場長、北総浄水場長及び給水場長の職にある者の項中「栗山浄水場長、」を削り、「当該浄水場及び給水場」を「北総浄水場及び当該給水場」に改める。

第四条の表栗山浄水場長、北総浄水場長及び給水場長の職にある者の項中「栗山浄水場長、」を削る。

第十九条第二項中「所長」を「企業出納員（課長又は所長の職にある者に限る。）」に改める。

第五十八条の三第四項中「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四十九号）第二条第四号に規定する電磁的記録」を「電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」に改める。

第一百五条第二項中「第百十三条、」を削る。

第百十三条を次のように改める。

#### 第百十三条 削除

第百四十条を次のように改める。

（契約伺い）



千葉県企業局管理規程第五号

千葉県企業局行政文書規程の一部を改正する管理規程

千葉県企業局行政文書規程（昭和六十三年千葉県水道局管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号を削る。

第四十条の二第三項を次のように改める。

3 前項の規定により電子署名を付す場合にあつては、主務課長又は主務課長が指名する者は、当該電子署名を付す電子文書の確認をしなければならない。  
別表第三栗山浄水場の項を削り、同表ちば野菊の里浄水場の項の次に次のように加える。

栗山給水場

栗給

附則

この管理規程は、令和六年四月一日から施行する。

企業局訓令

千葉県企業局建設工事等指名業者選定審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

千葉県企業局長 吉野 美砂子

千葉県企業局訓令第一号

本局

出先機関

千葉県企業局建設工事等指名業者選定審査会規程の一部を改正する訓令

千葉県企業局建設工事等指名業者選定審査会規程（昭和四十五年千葉県水道局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「栗山浄水場及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

購読料

本号

一部

一二円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八